



2025年3月27日

各位

会社名 **スター精密株式会社**
代表者名 代表取締役 社長執行役員
佐藤衛
コード番号 7718 東証プライム
問い合わせ先 取締役 常務執行役員
コーポレート本部長
佐藤誠悟
TEL. 054-263-1111

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年3月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年4月25日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 20,100 株
(3) 処分価額	1株につき 2,049 円
(4) 処分総額	41,184,900 円
(5) 処分先およびその人数ならびに 処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） 3名 12,100 株 当社の取締役を兼務しない執行役員 6名 8,000 株

2. 処分の目的および理由

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）および取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」と総称する。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。また、2021年3月25日開催の第96期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額8千万円以内の金銭債権を支給し、年200,000株以内の当社普通株式を発行または処

分することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当該株式の割当を受けた日より当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間とすること等につき、ご承認をいただいておりますが、2025年3月27日開催の第100期定時株主総会において、これまでの譲渡制限付株式付与の状況や株式希薄化への影響等を考慮して、本制度に基づき付与する譲渡制限付株式の上限額および上限株式数を改定し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額3千5百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数を年間20,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計41,184,900円（以下「本金銭債権」という。）、普通株式20,100株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等9名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 講渡制限期間

2025年4月25日（以下「本処分期日」という。）から当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも退任する直後の時点または2026年4月1日のいずれか遅い時点までの期間

(2) 講渡制限の解除条件

対象取締役等が本処分期日を含む月からその後最初に到来する定時株主総会終結の時点の直前までの期間（ただし、割当対象者が甲の取締役を兼務しない執行役員の場合には、本処分期日の属する事業年度の開始日から当事業年度の末日までの期間と読み替える。）（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制

限を解除する。

(3) 役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了、死亡その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員の地位を任期満了またはその他の正当な事由（死亡による退任を含む）により退任した場合には、対象取締役等の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月（ただし、割当対象者が当社の取締役を兼務しない執行役員の場合には、本処分期日の属する事業年度の開始日を含む月と読み替える。）から対象取締役等の退任の日の含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間満了時点または上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月（ただし、割当対象者が当社の取締役を兼務しない執行役員の場合には、本処分期日の属する事業年度の開始日を含む月と読み替える。）から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第101期事業年度の譲渡制限付株式報

酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年3月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,049円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上